

## 実施方針の策定の見通しについて

令和5年10月17日  
鹿児島市 水道局

民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第15条第1項及びPFI法施行規則第2条の規定に準じ、下記のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
郡山送水施設整備事業	実施方針で公表	郡山送水施設整備事業の設計・工事に関する一連の業務	鹿児島県鹿児島市 皆与志町ほか	令和5年11月 (予定)